

介護報酬改定

審議会報告をよむ

4

2018年度の介護報酬改定では、「共生型サービス」の人員・施設基準が下されましたが。

2018年度の介護報酬改定では、「共生型サービス」の人員・施設基盤が示されました。前年度改定の介護保険法で、介護保険か障害福祉の指定を受けていた事業所が、もう一方の制度での指定を受けやすくなるとして「共生型サービス」が位置づけられたことを受けたものです。その背景には、障害福祉にかかる公費を切り下げる狙いがあります。

障害者総合支援法の「介護保険優先原則」の規定のために、障害福祉の適用から介護者が65歳になるまで、同じ事業所からサービスを受けられるようになりますとして共生型サービスを位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型サービスの指定を受けます。

護保険制度に移行しなければなりません。それによって利用に伴う自己負担の発生や、支援の質が落ちるなどの問題が起きて います。

障害福祉と介護 一体化狙う

共生型サービスの対象サービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	療養通所介護	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る） 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	短期入所

(厚生省資料から作成)

抽だついて、18年度から高額障害者福祉サービスで償還する制度を昨年の法改定に盛り込みましたが、基本的にゼロの利用料に負担がいったん発生するのに変わりはありません。

日本共産党は17年、国会での問題を指摘し、介護優先原則を認めれば問題は解決できると指摘してきましたが、塩崎恭久厚労相（当時）は、優先原則に固執する態度を取らせずませんでした。今回の審議報告でも、具体的な対策は示されていません。

優先原則に固執する「共生社会」が目指す先には、介護と障害福祉を一体化したい狙いがあります。医療や介護が整備されてこそ在宅での一人ひとりにあつた生活が維持されますが、現行の地域包括ケアシステムの推進では、国民の願うものにはなり得ません。（おわり）

（この連載は北野ひろみが担当しました）